



融資の申込みに必要な県税の証明書について

○金融機関の皆様へ

「金融機関記入」欄に、必要な証明書の種類、年度(所得年)、枚数を御記入いただき、事業者様にお渡しください。

○事業者の皆様へ

証明書の交付を請求する際には、この紙を「納税証明書交付請求書」に添えて県税事務所に御提出ください。
(郵送で請求する場合は、この紙を「納税証明書交付請求書」に添えてお送りください。)

証明書等の種類		証明内容	金融機関記入欄	通数
			・ 必要なものに○を付けてください。 ・ 税額等の証明の場合は事業年度(個人事業税の場合は所得年)を指定してください。	
納 税 証 明 書	1 滞納額がないことの証明 現在において、滞納額がないことを証明するものです。(税額等の表示はありません。) 交付手数料は1通400円です。	県税(個人県民税を除く)に滞納額がないこと。		
		法人県民税及び法人事業税に滞納額がないこと。		
		個人事業税に滞納額がないこと。		
	2 税額等の証明 指定された税目、期間について、納付すべき税額、納付済額、未納額等の証明書です。 交付手数料は1税目、1事業年度(所得年)、1通につき400円です。 証明できるのは、証明書の交付請求日から3年前の年度に法定納期限が属するものまでです。(未納の県税を除きます。) ※ 詳しくは県税事務所にお問い合わせください。	法人県民税	事業年度を指定してください。 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
		法人事業税(特別法人事業税又は地方法人特別税を含む)	事業年度を指定してください。 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
		個人事業税 ※ 課税がない場合は、課税がない旨の証明になります。 ※ 事業所が県内にある方が課税対象です。県外居住者で県内に事業所がある方は、交付に当たり確定申告書の写しが必要になる場合があります。	証明が必要な所得年を指定してください。(前年所得分の納税証明書が発行可能となるのは、原則8月以降です。) 所得年 令和 年	
県 税 に 関 する 証 明 書	県税に関する証明 県税事務所に提出された届出等に関する証明書です。(埼玉県への届出等が提出されていることが必要です。) 交付手数料は1通400円です。 証明できるのは、証明書交付請求日から3年前の年度までに受理した届出等です。 ※ 詳しくは県税事務所にお問い合わせください。	法人の設立等報告に関する証明 (名称・設立又は設置年月日・資本金・決算期・事務所又は事業所の所在地) ※ 埼玉県内に法人事業所を設立・設置してから確定申告時期を迎えていない場合		
		個人の事業税に係る事業開始等の報告に関する証明 (事業の種類・名称・事業開始年月日・事務所又は事業所の所在地) ※ 個人事業主で、事業開始から翌年度個人事業税の課税時期(通常8月)前までの場合		

※記載以外の税目(不動産取得税、自動車税(種別割)等)の証明書については、県税事務所にお問い合わせください。

納税証明書の請求方法

○郵送による請求 次のものを県税事務所に郵送してください。

1 納税証明書交付請求書（県税に関する証明書の場合は「県税に関する証明書交付請求書」）

埼玉県税務課のホームページからダウンロードし、必要事項を記入してください。

2 代理人による請求の場合は委任状

1の交付請求書の下部の委任状に必要事項を記入してください。別に委任状がある場合は同封してください。

3 手数料

交付請求書を郵送する際に、手数料を同封していただく必要はありません。インターネット上で納付できます。納税証明書交付請求書に記載されたメールアドレスに納付方法に関する案内をお送りします。

決済手段は、クレジットカード（Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club）、Pay-easy（ペイジー）又はスマートフォン決済アプリ（PayPay、au PAY、d払い）になります。

4 最近税金を納付した場合は領収証書原本(コピー不可)

税金を納めてから10日（から最大4週間）ほどの間は、納税の確認ができない場合がありますので、領収証書原本（コピー不可）を提出してください。領収証書は、納税証明書とともにお返しします。

5 返信用封筒（宛先を記入し、郵便切手を貼ったもの）

封筒の宛先は、原則として本人の住所又は法人の所在地に限ります。代理人からの交付請求では、代理人の本人確認書類の写しが必要です。

○窓口での請求 次のものを県税事務所の窓口で御提出ください。

1 納税証明書交付請求書（県税に関する証明書の場合は「県税に関する証明書交付請求書」）

各県税事務所窓口で御用意しています。

2 代理人による請求の場合は委任状

御家族、従業員の方も代理人となります。あらかじめ納税証明書交付請求書を埼玉県税務課のホームページからダウンロードして委任者の方に委任状欄への御記入を済ませていただくか、別途委任状を御用意ください。

3 手数料

キャッシュレス決済になったため、現金での納付はできません。クレジットカード（Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club）や電子マネー（nanaco、WAON、楽天Edy、交通系IC（Suica、PASMO等））等のキャッシュレス決済手段を御用意ください。

4 最近税金を納付した場合は領収証書原本(コピー不可)

税金を納めてから10日（から最大4週間）ほどの間は、納税の確認ができない場合がありますので、領収証書原本（コピー不可）を提出してください。領収証書は、納税証明書とともにお返しします。

5 本人確認書類(身分証明書)

公的機関が発行した身分証明書等により、請求者の方（代理人による請求の場合は代理人）の本人確認をさせていただきますので御持参をお願いします。本人確認書類は、1点で足りるものと2点必要なものがあります。詳しくは、埼玉県税務課のホームページを御確認ください。

○電子申請・届出サービスシステムによる請求

窓口に来所しなくても、電子申請手続によって交付請求する方法です。交付請求できるのは納税義務者本人で、手数料をインターネット上で納付した後、御本人宛に納税証明書を送付します。住所等を変更している場合は、住民票等の確認書類が必要となりますので御注意ください。詳しくは埼玉県税務課のホームページを御確認ください。

納税証明書の交付請求先（県内どこの県税事務所でも請求可能です。）

さいたま県税事務所	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5	TEL 048-822-5131
川口県税事務所	〒332-0035 川口市西青木 2-13-1	TEL 048-252-3571
上尾県税事務所	〒362-8527 上尾市大字南 239-1	TEL 048-772-7105
朝霞県税事務所	〒351-0025 朝霞市三原 1-3-1	TEL 048-463-1671
川越県税事務所	〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17 ウエスタ川越公共施設棟 3階	TEL 049-242-1801
所沢県税事務所	〒359-8585 所沢市並木 1-8-1	TEL 04-2995-2112
飯能県税事務所	〒357-8502 飯能市双柳 353	TEL 042-973-5612
東松山県税事務所	〒355-0024 東松山市六軒町 5-1	TEL 0493-23-8946
秩父県税事務所	〒368-0042 秩父市東町 29-20	TEL 0494-23-2120
本庄県税事務所	〒367-0026 本庄市朝日町 1-4-6	TEL 0495-22-6153
熊谷県税事務所	〒360-8501 熊谷市末広 3-9-1	TEL 048-523-2805
行田県税事務所	〒361-8503 行田市本丸 2-20	TEL 048-556-5067
春日部県税事務所	〒344-8555 春日部市大沼 1-76	TEL 048-737-2110
越谷県税事務所	〒343-8503 越谷市越ヶ谷 4-2-82	TEL 048-962-2191